

# 射水市総合計画審議会 第2回元気部会

## 会 議 録

平成25年10月30日(水)

## 射水市総合計画審議会 第2回元気部会

日 時：平成25年10月30日（水）午後1時30分～

会 場：射水市役所小杉庁舎303、304会議室

### 【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 その他
  - ・次回の部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 金 岡 省 吾（富山大学地域連携推進機構教授）  
東 忠 夫（公募委員）  
尾 山 春 枝（新湊漁業協同組合代表理事組合長）  
楠 井 悦 子（小杉地区地域審議会）  
前 田 清 美（大島地区地域審議会）  
牧 田 和 樹（射水市商工協議会長）  
水 元 睦 雄（いみず野農業協同組合代表理事組合長）  
村 上 俊 也（公募委員）  
八 嶋 佑 二（射水市観光協会会長）

< 代理出席 >

高 松 恭 文（国土交通省北陸地方整備局富山港湾事務所副所長）

< 行政部局 >

河 原 隆 幸（産業経済部長）	樋 上 博 憲（都市整備部長）
山 崎 武 司（上下水道部長）	谷 川 晃 司（産業経済部次長）
野 開 勝 政（都市整備部次長）	川 腰 保（上下水道部次長）
片 岡 幹 夫（商工観光課長）	杉 浦 実（港湾・企業立地課長）
岡 田 努（農業水産課長）	島 崎 真 治（都市計画課長）
北 本 和 郎（道路建設課長）	津 田 泰 宏（道路・河川管理課長）
嶋 谷 優（建築住宅課長）	川 口 政 明（上下水道業務課長）
前 川 信 彦（下水道工務課長）	中 波 博 英（上水道工務課長）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）
笹 川 栄 司（政策推進課主任）	笠 間 正 和（政策推進課主任）
黒 梅 康 弘（政策推進課主任）	竹 口 亜 希（政策推進課主事）

## 1 開 会

### 【事務局】

皆様おそろいですので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回元気部会を開催いたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、お手元の席次表のとおりでございます。

それでは会議に入ります。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## 2 部会長あいさつ

### 【部会長】

本日はよろしく申し上げます。今日は第2回でございますが、第1回は「現況と課題」という形で様々なご意見をいただいたと思います。第1回目でございますので、途中、進行上、曖昧なところもありましたが、今日は2回目ということもありますので、しっかりと時間どおりでいきたいと思います。ただいま1時半でございますが、時間は2時間程度とお伺いしております。皆様、この後のご都合もあるかと思っておりますので、3時半を目標に進めていきたいと思っております。

前は「現況と課題」についてご意見をいただきましたが、本日は「将来の姿」、「目指す方向」、「施策の内容」、この3点でございます。後ほど事務局の方から皆様方にお伺いしたい点について改めて説明がありますが、「将来の姿」等につきましては、時代の潮流と申しますか、トレンドに合っているかどうか、社会情勢に適切かどうかといった観点でご意見をいただきたいと思っております。あるいは、「施策の内容」等の話にも今日は入ってまいりますが、トレンドと合わせて適切かどうか、あるいはわかりやすい表現になっているか等、この4点を今日は主に念頭に置きながらご意見を賜りたいと思っております。

元気部会は、観光と交流、商工業、農林水産業、雇用、都市環境、港湾と、非常に幅広くございますが、この先10年を見越したご意見を賜ればと思います。

## 3 射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について

### 【部会長】

それでは、早速次第に基づき議事に入っていきたいと思いますが、次第の3つ目、「射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について」でございます。既に資料を配付させていただいておりますが、ご一読いただいているとは思いますが、事務局の方から簡単に説明をお願いしまして、ご意見、質問という形で進めていきたいと思っております。事務局、よろしく申し上げます。

**【事務局】**

それでは、前回の会議録についてでございます。資料1をご覧ください。資料1では、3つの部会の会議録をそれぞれ作成しているところでございますが、元気部会につきましては、最後の方に会議録があるかと思っております。第1回目の元気部会につきましては、7月30日に中央図書館で、部会長さん含め11名の委員の皆様のご出席で開催されました。元気部会の3ページ目から41ページまでの間に会議録の内容を記載しておりますが、これにつきましては、委員の皆様、事前にご一読されているということを前提に、今日ご確認をお願いしたいと思います。また、修正箇所等がございましたら、今日この場でいただきたいわけでございますが、会議終了後気が付いたところがあれば、事務局にお知らせしていただければと思っております。できれば11月6日、1週間ぐらいの間で、事務局にお知らせしていただきたいと思っております。

それからもう1点、公表に当たってでございますが、審議会の運営要領に基づきまして、氏名を記載せずに公表するということですので、これもあわせてご確認をお願いして会議を進めさせていただきたいと思っております。会議録については以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。11月6日までは猶予があるということと、氏名はなしで公表させていただきたいということでございます。この場で、修正、指摘等があればいただきますが、いかがでしょうか。あるいはこの会議の後でも構いませんし、よろしいでしょうか。資料のボリュームがかなりございますので、議事録まで皆さんの目が届いているかどうかということもございます。いかがでしょうか。

(質疑なし)

**【部会長】**

よろしいですか。では、11月6日までという形で、まだ少々猶予がありますが、公表させていただきますので、お目通しいただきましてご了承いただければと思っております。

#### 4 射水市総合計画基本計画素案について

##### 【部会長】

では、早速本題に入っていきたいと思います。次第の4です。「射水市総合計画基本計画素案について」でございます。資料の2になります。進め方でございますが、基本計画の素案は、部、章、節の3段階のレベルで構成されています。前は一つ一つやっておりましたが、それぞれ区切りがあり、まとまりごとに検討していただいた方がよろしいかと思っておりますので、幾つかの節をまとめ、概ね章単位で説明させていただいた上で、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。なお、一部机上配付させていただいている資料もあると伺っておりますので、そちらにつきましては、適宜事務局から説明いただければと思います。では、事務局から資料の説明をお願いします。

##### 【事務局】

それでは、射水市総合計画基本計画素案について説明をさせていただきます。長時間になりますので、座って説明をさせていただきます。まず、資料2の111ページをお開きください。ここからが元気部会となっております。今ほども部会長から説明がありましたとおり、6つの章、18の節で今回構成しております。次に112ページと113ページをお開きください。これは、部、章、節の他、その下の細節、あるいは、その下の細々節という形で、今からご説明いたします基本計画の中身についての一覧表として施策を羅列しております。これは全体の体系図ですが、もう1つ、参考資料1としてA3の大きな紙を配付させていただいております。元気部会が一番下の方になりますが、左側は、見直し前の元気部会の所掌事項の体系図、右側については、今回の見直しに当たって変更した箇所等について対比で記載しております。まず、中身に入る前に、全体について説明をさせていただきたいと思います。3の「1 新しい価値を生み出すまちづくり」の(1)、(2)については、基本的に変更はありません。全体的に言えることですが、節の名称については、わかりやすい形で一部修正した箇所があります。それから、3の「2 活気ある商工業が栄えるまちづくり」についてであります。「活力ある工業の振興」のうち、企業誘致に関する施策もありましたが、工業に関するものについては「商業の振興」に移行させまして、「商工業の振興」とし、それから、工業については、「企業誘致の推進」に特化した形で整理させていただきました。それから、4番の「豊かな水産資源を生かしたまちづくり」については、これまでは「漁業の振興」、「水産流通加工業の振興」という2つの節でありましたが、

「水産業・水産加工業の振興」という形で一つの節に統合させていただきました。それからその下、「だれもがいきいきと働くまちづくり」の「担い手育成の促進」については、一つの節でありましたが、担い手については、今回それぞれ農業なり水産業なりの個別の業種に即した形でそれぞれの施策に記載をしております。それから、新体系の上から3つ目、「国内外交流の推進」ということで、今回未来部会から移行した形になっております。それから、「4部 快適で安心して暮らせるまち」につきましては、まず一つは、旧体形の「2 快適で利便性の高いまちづくり」の「(2) 個性あるまちづくりの推進」につきましては、これまで港・港湾関係のことと、市街地の活性化に関することについての施策の内容でありましたが、今回は、市街地活性化については「生活環境の充実」で述べることにし、「個性あるまちづくりの推進」については、今回港に特化した形で、「港湾機能の整備促進とみなとまちづくり」ということで変更させていただきました。以上が全体的な主な変更点であります。それでは、個別の施策に入っていきたいと思っております。

資料2、114ページをお開きください。まず構成についてであります。上の方に、まず節名を記載しております。この節ですと、「射水ブランドの確立と発信」ということであります。次にその下ですが、「将来の姿」です。これは、10年後の市民生活の目指すべき姿を示しております。次にその下、前回の部会でもご議論いただきました「現況と課題」について記載をしております。それからその下、「目指す方向」では、「将来の姿」を達成するための取組の施策の方向性を示しております。それからその下、「施策の内容」を記載しております。これについては、「将来の姿」の達成に向けて、「現況と課題」も踏まえながら取り組む施策を記載しており、大きなくりとして、上から第1、数字の1、括弧書き1というふうに、下に行けば行くほどより細かな事業を記載しているというような形になっております。以上が構成の内容であります。それでは、具体的な内容に入っていきたいと思っております。

まず、「射水ブランドの確立と発信」です。これについては、見直し前の節名としては、「射水ブランドの創造」ということでありましたが、今回見直しに当たって、ブランド化をより一層進めるという形で、ブランドの確立と発信と名称を変えております。それから、「目指す方向」をご覧いただきたいのですが、新たに1行目、「ブラッシュアップ」という文言を使いキーワードといたしまして、資源をさらに磨き上げるということを強調しております。地域資源を掘り起こし、ブラッシュアップを進めながら、特産品を使用した射水ブランド商品の開発や育成を図るとしてあります。「施策の内容」をご覧いただきたいので

すが、前回もお話ししましたが、平成24年度に新たに策定いたしました「射水市観光・ブランド戦略プラン」に基づき施策を展開していくこととしております。特に新たに変更になったところは、115ページの「第2 射水ブランドの発信」において、1の(1)(2)ロゴマーク・キャラクターの活用といったものを追加している他、様々な広報媒体や本市ゆかりの著名人との連携を図るとしてしております。

続きまして116ページをお開きください。「観光の振興」です。施策の方向性といたしましては、新湊大橋の完成、北陸新幹線の開業によりまして、滞在型観光や広域観光の推進に力を入れることとし、そのための受入態勢の整備や「もてなし」の醸成を図るということに力を入れるとしております。「施策の内容」におきましては、117ページ、「第1 観光資源の活用・充実」の1に、新たに「ベイエリアの活用」をあげております。それから、委員からも多くのご意見がありましたが、118ページの上から2行目、4番、「滞在型観光の促進」においては、「着地型観光の確立」、それから、「(4) 宿泊施設の誘致」等をあげております。それからその下、第2の「観光振興体制の充実」ということで、2番、「観光インフラの整備」、この項目を新たに追加してありまして、「新幹線駅からのアクセスの向上」、「観光拠点等をつなぐ周遊バスの導入」、「駐車場や休憩施設の整備」といったような取組を新たにあげております。それから、119ページ、「第3 観光案内の充実及びもてなしの心の醸成」ということで、「観光案内所や観光案内表示等の整備」、それから、「スマートフォン等を利用した観光案内の整備」ということで新たな取組をあげております。

続きまして120ページ、「国内外交流の推進」です。これについては、先ほどもご説明しましたが、未来部会にあったものを、交流人口の拡大を図るという観点から、元気部会に移行してきた形です。「施策の内容」については122ページをご覧ください。これまでの「多文化共生社会の推進」に加えまして、特に施策の第1の「2 移住・二地域居住の推進」ということで、より定住・半定住の施策を前進させるというような形にしております。主なところは以上であります。

#### 【部会長】

ありがとうございました。章ごとという形で幅広うございます。射水ブランド、観光の振興、それと国内外交流の推進という形で3点でございます。冒頭にもお話をさせていただいたとおり、「将来の姿」、「目指す方向」については、時代の潮流、社会情勢等のトレンドに適切に対応しているか、「施策の内容」につきましては、「将来の姿」、「目指す方向」に対して適切かどうかといったところで、他に施策がないか、また、表現的にわかりやす

いものとなっているかどうか、以上の3つの視点で協議いたしたいと思います。どなたからでも構いません。ご意見、ご質問等を承りたいと思います。ご発言をよろしく願いたします。

【市担当部局】

部会長、よろしいですか。本日皆様の席上に配布させていただいた1枚ものの「射水市観光・ブランド戦略プラン(平成24年度 平成28年度)」について、少しご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。皆様には、事前に冊子で、「射水市観光・ブランド戦略プラン」を送付させていただいていると思います。それを簡単に少しまとめさせていただいたものが、本日配付させていただきました1枚もののペーパーでございます。事務局から説明がございました、「射水ブランドの確立と発信」、それと、第2節の「観光の振興」に関しまして、平成24年度から28年までの計画で、「射水市観光・ブランド戦略プラン」を作成しております。もちろんこれは総合計画に基づいて作成したものでございまして、今回も見直しのかかる総合計画に従いまして進めようとするものであります。上段には、一番左でございますが、射水市には多くの資源があり可能性はありますが、市町村合併により認知度は低いという課題があります。また、新湊大橋は開通をしておりますが、北陸新幹線の開業が間近に迫っており、このようなことから、目標が一番右にございますが、地域イメージの向上、交流人口の増加を目標にして、それによって地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。また、このプランの基本方針でございますが、この総合計画の中にも記載をさせていただいておりますが、真ん中にあります食の資源を中心に、本市の特徴でございます水辺空間、豊かな水がありましたり、河川がありましたり、富山湾を抱えておりますが、水辺空間、そして、地域で行われている伝統ある、歴史ある様々なお祭りやイベント等を関連させながら進めていこうということでございます。また、本市の地域イメージですが、水、川、海、そして富山湾全体としての沿岸部、そして富山湾、さらには中国、韓国を含めて、環日本海というイメージがあるということから、地域イメージの統一及び確立を図り、本市の優位性をもって知名度を高めていこうということでございます。

また、このプランでは、下に記載してございます4つの柱、施策を考えてございます。1つには、地域イメージの全国発信です。詳しくはこの中に書いてございますが、ベイエリアの活用やロケーションの誘致、活用及び市ゆかりの著名人との連携等で地域イメージの全国発信を図っていこうということでございます。また、右の方には食の魅力の創造と

ということで、ジャパンブランドでの商品の創出でございます。これは、今ほど申しました主にブランド系のところでありますが、食が楽しめる空間の整備や食のイベントの実施、食のアンテナショップの設置等を進めたいと思っております。また、左の下のニューツーリズムの推進でございます。この総合計画にも少し記載をさせていただいておりますが、色々な産業観光やグリーンツーリズム等を活用し、本市に来ていただきたいということでございます。また、一番右下でございますが、やはり交通アクセスは課題でございますので、万葉線の延伸や活用、また、コミュニティバス、デマンドバス等の整備、また、車社会への対応は必要であろうということで、駐車場の確保や情報の発信、ドライブマップ等の作成及び発信ということを観光・ブランド戦略プランでは計画しております。

この計画については、平成28年度までということで現在進めているところであります。また、つけ加えて申し上げますと、目標であります地域イメージの向上についてですが、これは、あるインターネットの調査会社が全国1,000の市町村を対象に、毎年インターネット上でアンケート調査をしております。この計画を作った当時は、平成24年の調査で申しますと、「地域ブランド調査」と申しますが、魅力度では全国1,000の市町村中、射水市は668位でございました。今年度7月にも行われまして、その調査の結果は、残念ながら800位と落ちました。事業を進めている上で残念な結果ではございますが、今後も一生懸命推進し、魅力度を高めていきたいと思っております。また、交流人口でございますが、このプランを作った当時は、平成23年の数値でございますが、市内の交流人口を357万8,000人と捉えておりました。平成24年、昨年1月から12月でございますが、本市では396万9,000人と捉えております。28年度の目標は、実は見直しをいたしまして、400万人を目標に交流人口を考えておりましたが、そういう意味からすれば、もう少しで400万人を達成することになります。この数値については、総合計画の実施計画あたりで数値目標として少し見直しをかけたいと思っております。以上であります。

#### 【部会長】

それでは、皆様方からご意見等をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【委員】

今ほど説明がありましたが、このペーパーの一番左上に、市町村合併による知名度不足と書いてあるので、私はやはり「現況と課題」には明確に書かれたほうがいいと思っております。本市には、優れた特産品や豊かな自然等、魅力ある地域資源が多くありますが、全国

的に認知されたものはまだ少なく、特産品や物に対しての認知度が低いという書き方ですので、ここへ地域名称といたしますか、「射水市」という名称自身の知名度が不足しているということを明確に書いておいた方がいいような気がします。

【部会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。事務局の方でぜひ素案に反映させてください。他にいかがでしょうか。

【委員】

色々な意味で観光協会のやることはたくさんあります。色々な材料がたくさんあります。特に最近、ここにも書いてありますが、もっと人を集めたいということをしているのですが、そういうアプローチも結構来るようになっていきます。その様なことから、これから取り組んでいけば、まだまだ伸びる余地はあるのだろうと考えています。ただ、委員からご指摘がありましたが、市町村合併による知名度不足というのは、私も意識することが結構あります。あまり意識してものをしゃべると、そこのバランスがあるものですから、あえて伏せたりしておりますが、やはりこのことは一日も早く、お互いの融合のために何とかしたいと考えておることは私も同じであります。簡単ですが、以上です。

【部会長】

ありがとうございます。知名度不足に関するご指摘ですね。材料、施策は色々多く、人集めのアプローチも多くあるということですので、伸びる余地があるので積極的に動かしてくれという応援と、先ほどの繰り返しですが、知名度不足については、積極的に取り組んでほしいというご意見かと思えます。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

詳しいことはわかりませんが、1週間ぐらい前のニュースを見ていましたら、富山マラソンのコースの中に新湊大橋が入っているとのこと。それと、荒天の場合はどうなるのかと思いましたが、別ルートでも企画されているとのこと。これは射水市をPRする絶好の場ではないかと思っています。この辺りをどのように市として働きかけられるのでしょうか。恐らく全国レベルの大会ではないかと思っているのですが。たしか平成27年の開催でしたでしょうか。

【市担当部局】

11月1日です。

【委員】

そうですね。それが少し気になっております。

【市担当部局】

新聞紙上によりますと、11月1日です。この日は射水市の合併の日で、平成27年11月1日はちょうど10周年になります。多分その日に行われるだろうと私もも思っておりますが、当然マラソンですので、スタートは高岡市で、天候が良く、風が吹かなければですが、海岸線と新湊大橋を通過して、最後は富山市の環水公園がゴールだったと思います。当然沿線ですので、マラソンはマラソンとしてスポーツの振興という観点からたくさんの方に走っていただき、全国から来た方に、観光ですとか、いいものを食べていただいたりするのなかなか難しいかもしれませんが、その後、色々な方に口コミで伝えていただいて、ぜひ、本物を食べに来ていただいたり、いい景色を見に来ていただいたり、その様なことが行われればいいと考えております。具体的にどの様にもてなしたり、どの様に進めるかは、これから私どもの方で考えていきたいと思っております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。今回は10年先のプランということでございますので、なかなか具体的なところまで言いにくいかもしれませんが、ただ、皆さん、具体的で構わないと思います。今みたいな形で具体的にご意見をいただきながら、恐らくこういうイベントがあった時には、この戦略の中では積極的に市としても前に出て行って、波及効果、リピーターを取り込むような形で、という表現になってしまうかもしれませんが、今のよう形で具体的にいただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

118ページの観光インフラの整備のところ、新幹線駅からのアクセスの向上とあるので、これには全く異論もないわけで、ここで言ったほうがいいのか、他の部会なのかかわからないのですが、並行在来線の駅が射水市では2つになります。新駅はだめでしたから。その並行在来線の駅の活用は、多分、観光アクセスの上でもとても重要になってくると思いますので、その辺を施策に入れた方がよいのではないかと考えています。つまり、新幹線駅から直接的なアクセスも一つですし、もっと言えば、具体的には富山駅から並行在来線に乗り換えて、小杉駅なり越中大門駅で降りられる方もいらっしゃるわけで、そこからのアクセスも少し考えておくというのも観光施策になるのではないかと考えています。ここにを入れるべきことかどうかもわからないのですが、どこかに入れていただければと思います。

【部会長】

ありがとうございます。広い意味でご意見をいただきながら、事務局で「ここでは答えられない」など、もしここで発言があればお願いしたいと思います。ただ、どんな観点でも構いません。お願いします。

【市担当部局】

並行在来線の小杉駅、越中大門駅の2駅があるわけですが、小杉駅の南側に、機能は弱いのですが、観光案内所の小さいものがあるのですが、そこが今どうなるかは、これから駅の活用ということで議論されていくのですが、私どもから言えば、今おっしゃっていただきました観光インフラの整備の中で、1つには、(2)に「観光拠点をつなぐ周遊バスの導入」と記載しておりますが、例えば小杉駅から周遊バスとしてどこか観光拠点をつなぐバスを出せないかとか、(4)には「コミュニティバスによるアクセス強化」とございます。コミュニティバスは主に生活路線として本市をくまなく走っており、これについても、観光客の方々にわかりやすく、乗りやすいような形にならないかと検討しているところであります。また、119ページの第3の1の「(1)観光案内機能の充実」ということで、「ア 観光案内所や観光案内表示等の整備」という項目のところでは、今言いました、小杉駅をうまく活用し、射水市に来られた方に、いかに市内を回っていただくかということで、看板や案内所のようなものができればという想定をしているところであります。

【委員】

並行在来線の駅というのがこの計画に出てこない、多分有効にならないのではないかと思います。

【事務局】

素案の95ページ、これは安心部会の公共交通の観点で総合計画に記載しているところであります。第2の「快適な交通環境の整備」の1の(1)に、「鉄道駅関連施設の整備及び駅機能の強化」という形で駅舎等の整備について記載していますが、その1つとして、観光も含めた整備と読んでいただければと思っております。また、駅舎等を中心とする交通ターミナルの整備の検討も今後してまいりたいと思っております。

【部会長】

並行在来線という名称を出したほうがいいのではないかとのご指摘でございます。これで十分かどうかというのは、事務局で検討をお願いします。委員にもしっかりと確認してください。

【部会長】

他にいかがでしょうか。観光の部分は、事務局と話をしていた時には20分くらいと言っておりましたが、多分ここは長くなると思っていますので、余裕を持って時間をとっていますが、いかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいでしょうか。事務局から、「射水ブランドの発信」について、効果的な発信の具体案や滞在型観光を促進する上で有効な施策についてご意見をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

【委員】

食のブランド化のところですが、「何でもおいしいですよ」「夏になっても寒ブリが食べられますよ」ではなくて、射水市がPRするのでしたら、新湊漁協では「春には2月の中ごろから5月まではホタルイカがおいしい」、そして5月にホタルイカが終わった時点で、「6、7、8月ぐらいはアジがおいしい」とか、「4月から11月までは白エビがおりますよ」などしっかりと発信し、旬をお客さんに知っていただいて、もし射水市にいらした時には、氷見の寒ブリなど色々なものがありますが、今の旬のものは白エビなんだと、ベニズワイガニなんだと、そういうことをしっかりと発信していくことが大事かと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。ブランド発信の際は、何が旬なのかということ、交流人口とありますが、来客される方々にしっかりと伝えていくような施策ができているかどうかということを確認してほしいということかと思えます。

【委員】

PRすればいいってもものでもないです。ベニズワイガニも時期が終わってしまっていれば冷凍ものになってしまいます。ですから、一番おいしい時においしいものを食べていただきたいという思いです。

【部会長】

旬を伝えてほしいということですね。

【委員】

そうです。

【部会長】

来られた方にリピーターになっていただけるように、旬のものをしっかりと伝えていけるような施策になっているかどうかを事務局で一度見直してくださいということかと思えます。ありがとうございました。

いかがでしょうか。そろそろ次に移ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次に行きたいと思えます。

【事務局】

それでは、124ページをお開きください。「新産業の育成」です。まず、主な変更点、見直し等については、「現況と課題」において上から4行目、「若者の情熱や斬新な発想等を取り入れ、産学官の連携を活用・推進すること」ということを付け加えております。それから、「施策の内容」においてはこれまでと同様、「第1 新たな成長産業の創造」、それから「第2 学術研究機関との連携」に取り組むとしております。

次に125ページ、「企業誘致の推進」です。これは先ほどもご説明しましたが、この節については、現行の計画では「工業の振興」でありましたが、工業に関する内容は次の商業へ移し、「商工業の振興」という節とし、ここでは企業誘致に特化するという形であります。「施策の内容」においては、特に北陸新幹線の開業を踏まえ、より企業の進出を促すために、これまでの取組に加えまして、126ページにあるように、第1の「企業誘致の推進」に、新たに2番、「新たな工業団地の検討」、この他「(2) 既存工業団地の拡張」といったことを新たに付け加えております。その他3番、「企業誘致活動の推進」ということで「(1) 企業立地優遇制度の充実」、「ア 新たな制度の創設」、「イ 既存制度の拡充」について記載をしております。それから、「(2) 特色ある誘致活動の展開」ということで、前回委員からもご意見がございましたが、「ウ 製造業以外の幅広い業種の受入れの検討」もしていきたいということで付け加えております。

続きまして127ページをお開きください。「商工業の振興」です。「現況と課題」において上から1行目、「長引く不況などが影響し、原材料費の上昇や製品単価の引下げによる収益や受注量の減少により、特に中小企業の経営基盤が脆弱化しているとともに、専門知識や技術を持つ人材不足が課題」ということをあげております。これを踏まえまして、128ページをお願いします。「施策の内容」としまして、「第1 商工業活性化と経営基盤の強化」において、商工会議所や商工会と連携し、中小企業振興計画、これについては現在策定中ということで25年度からの計画になりますが、この計画をもとに商工業の活性化と経

営基盤の強化を促進するとしております。また、後継者不足や商店街のにぎわいづくりに対応したという形で、第1の「2 新規出店や特色ある商店の創出への支援」、それから、「3 後継者育成に対する支援」というところを新たに付け加えております。以上であります。

【部会長】

ありがとうございました。新産業、企業誘致、商工業、この3つの視点から、このような施策をとっているという形です。いかがでしょうか。

【委員】

前回もお話ししましたが、中小企業の支援については、国なり県なり、色々な助成金、補助金制度があります。特に富山県はものづくりということで、24年度の補正で、ものづくりの開発補助金というのが出たわけですが、その採択企業を見ると、射水市は少なかったと思っています。商工会議所、商工会が積極的に働きかけ、認定機関になっているのですが、その辺りが少し足りなかったのではないかとと思っています。金融機関が圧倒的に多く、それと高岡商工会議所も多かったと思います。この制度が25年度の補正において、倍ぐらいの規模で出るという発表がなされました。8月の新聞によれば、それに積極的に申請しなさいというようなコーディネーターというのがなかなかないものですから、その辺りは、商工会、商工会議所の職員の皆さんに頑張っていただきたいと思っています。特に商工会さんについては、連合会のほうで非常に力を入れており、特に南砺市の商工会が力を入れていたのか、かなり多くの採択企業があります。そういうものを利用したらいいということで、射水市もどういうふうに働きかけるか、これが課題だと思います。

それと、県はもともと新世紀産業機構で色々な専門家派遣がありますが、国も、実は今年の7月から、中小企業の未来をサポートするというので、「ミラサポ」という、これはインターネットで検索してもらえばわかりますが、このシステムを作るのに何十億円をかけたということですから、恐らく5年ぐらいは続くのではないかとと思います。私も、その専門家にはなっておりますが、仕事の関係で3社ぐらいしか取り組んでいないのですが、これもうまく働きかければ、中小企業に色々な課題がある中で、無料で3回専門家派遣ができるので、こういうものをうまく活用するのがいいのではないかとと思います。それらのPRについて、商工会、商工会議所さんに、ひとつ頑張っていただきたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。今、商工会、金融機関という名前が出てまいりましたが、現在

はプロジェクトを作っていこうという形で、各企業がこうした補助金を積極的に取りに行く動きはここ5年の間だと思います。今後の10年を考えた時に、この動きは私も加速すると思います。特に、先ほど少し出てまいりましたが、金融機関は生き残りをかけてやっていますので、このプロジェクトに対して多いのは仕方がないと思います。商工会議所、商工会さんは色々とシステムを持っていますし、単に補助金を取れというのではなく、自分達で考えることができるような中小企業になるべきというご指摘かもしれません。ご指摘を踏まえ、どういう形で取り組めばいいのかということを考え、事務局で検討してみてください。

私も1つ言いたいことがあるのですが、新産業のところに産学官とあるのですが、「産学官」という言葉はもう古いと思います。「産学官金」という言葉がもう普通になっています。今のご指摘はおもしろいと思います。かなり積極的になっていると思いますし、実は大学も、「ミラサポ」をよく使っています。富山大学でも案件があると、プロジェクトを4、5本やってしまいます。県立大学さんもすごく進んでいますので、今の動きを捉えていただいて、入れられるような形で事務局で検討をお願いします。

#### 【委員】

射水市におきましては、商工会議所と商工会を十把一絡げにされますが、厳密に言えばエリア分けになっておりまして、そうした課題が大きく横たわっているということで、基本的には、仮に商工会議所が射水市全体で動きたいなと思っても、動けないというジレンマがあります。私も1つ意見を申し上げたいのですが、新産業のところで、「現況と課題」の中に、研究機関が大事だということを書いていたので、もう少し施策に研究機関を引っ張ってくるとか、もう少し強いインパクトで書かれたほうがいいのではないかと。こののと、「企業誘致の推進」のところで、126ページに「適地調査と開発の検討」というのがありますが、こういう書き方しかできないのかとも思うのですが、企業誘致は企業にメリットがないと来ないので、例えば企業メリットを前面に出した誘致ぐらいの文言を書いておいた方が、その後で色々なことをやる上で、私は逆に便利になるのではないかと思います。

#### 【部会長】

ありがとうございます。研究機関の誘致、それとメリット等の表現の問題でございますが、この場でご回答は可能でしょうか。

#### 【市担当部局】

検討したいと思います。

【部会長】

他にいかがでしょうか。具体的に出していただければと思います。中小企業が元気になる支援施策で市ができる範囲というようなことですが、ちょっと時間が押しておりますので、少し進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、129ページをお開きください。「農業の振興」です。農業・水産業等の担い手については、見直し前までは「担い手育成の促進」という節としてありましたが、これを削除し、それぞれの分野で特徴的に施策として体系付けております。「現況と課題」においては上から2行目、「後継者や担い手の育成が急務の課題となっています」と付け加えております。それから、「施策の内容」についてですが、これまでの取組に加えまして、130ページ、第1の1の(1)の「ウ 環境に配慮するエコファーマーの育成支援」と新たに付け加えております。それから、委員の皆さんからも前回の部会で多くの意見がありましたが、第1の1の(2)の「エ 生産、加工、販売を一貫して行う6次産業化の推進」ということで、重点的に取り組んでいくという形で付け加えております。それから、第1の「3 地域資源を利用した産業の創出」ということで、今回、「地域バイオマスの利活用」ということで付け加えております。見直し前については環境分野に書いてあったのですが、バイオマスの産業化に重点を置くという観点から、今回こちらの農業の方に付け加えたものがあります。

次に132ページ、「森林・林業の振興」です。まず、「現況と課題」で、上から3行目、「木材輸入量の増大により林業経営が年々厳しくなっている」ということ、「林業の衰退や荒廃した森林が目立つようになりまし」と記載しております。これに対する「施策の内容」としましては、132ページから133ページにかけてですが、第1の「2 木材等の利用の促進」、それから、133ページ「(1) 公共建築物の国産材及び地元木材の促進」、「間伐材利用の促進」ということで体系付けております。

それから134ページをお開きください。「水産業・水産加工業の振興」です。「将来の姿」をご覧ください。上から3行目、「平成27年秋に射水市で開催される「第35回全国豊かな海づくり大会」を契機として、水産資源の保護、環境保全に対する意識の高揚、つくり育てる漁業の推進を図ります」としてあります。これらを踏まえ、「施策の内容」については135ページ、「第2 漁業支援策の充実」において、「つくり育てる漁業の充実」、「漁場環境

の保全」に努めるとしております。それから農業のほうにもありましたが、1の「(3)射水産魚介類のブランド化、6次産業化への支援」ということで、新たに取り組むとしております。それから、136ページをご覧ください。第3の「漁業生産基盤の整備」ということで1の「(3)観光客誘致のための施設整備及び施設内での展示物充実等ソフト面の整備」ということで、現在整備しております漁業荷さばき所の整備を踏まえ、新たに追加しているところであります。以上であります。

【部会長】

ありがとうございました。農業、森林・林業、水産業の3つについてでございます。

農業、漁業ともに組合の方がいらっしゃいますので、まず第1節、129ページが農業でございましたので、ご専門家の立場から委員、いかがでしょうか。

【委員】

2018年を目途に米の生産調整が廃止される方針であると聞いている。農政はTPPでどうなっていくか。今、6次化ということで、もみ殻循環のプロジェクトと枝豆を利用した研究開発をしていますが、とにかくTPP関係のことを少し入れてほしいという思いを持っております。また、後継者と農業経営者への支援がありますが、富山県は農業大学を持っておりませんが、県と手を組んで取り組んでおりますので、今の状況でもいいのかとは思いますが、大きく転換するような気がしてなりません。その辺が不安です。

【部会長】

ありがとうございます。大きなご指摘が1つありました。先ほどのブランドの部分ですが、昨日あたりから、転作補助金や農業の政策が変わるかもしれないと、TPPについて盛んに報道されています。どこまで反映できるかということにはわかりませんが、大きなトレンドということでTPPも含めて書ける範囲でということになるかもしれませんが、そういう変化があるといったことは示してほしいということだと思います。また、6次産業等は進んでいて、前回もお話しいただきましたが、ここもしっかりと確認しておいてください。人づくりについて、県も取り組んでいるとのご示唆もありましたが、TPPについて、組合の方、あるいは農業の専門家の方、市役所にもたくさんいらっしゃるので、ぜひご検討ください。

【市担当部局】

TPPの関係であります。農家の生産者は、外国から入ってくる農産物の価格が低下して、それに伴い、せっかく国内で作った生産物がそれに太刀打ちできないということで

大変不安に思っているかと思えます。このためには、130ページの「第1 活力ある農業の推進」の1の「自立できる農業の推進」の中に「イ 付加価値の高い農産物の産地育成及びブランド力向上促進」ということをあげさせていただきました。これにつきましては、先ほど委員がご指摘のとおり、1億円産地づくり条件整備事業ということで、枝豆の産地化を進めているわけであります。現在、射水市は40トン生産していますが、県内の生産は43.8%ということで、高い生産率を誇っています。県全体では176トンの生産消費量があるわけで、それもどんどん進んでいけばいいのかと考えております。次に、1番の「自立できる農業の推進」の(2)の「エ 生産、加工、販売を一貫して行う6次産業化の推進」ということで、現在射水市のほうでは、味噌、ヘチマ、いなりずしについて、大島で行われているわけでありますが、これは今始めたばかりでこれからだと思えます。

TPPを一くりにすればということでありますが、これはまた、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。私からは以上であります。

#### 【部会長】

大きな社会トレンドでありますし、市でも対応の方法があるかと思えますので、ぜひご一考ください。ご指摘は、現況が変化していくということで、市の方々が対応していただいていることは多分わかりだと思えますし、今ご説明のあったとおりかと思えます。よろしいですか。

漁業の方はどうでしょうか。

#### 【委員】

農業の6次産業化ということが前から言われていますが、農業は6次産業化ができます。モチ米がとれば寒餅をついて、そしてそれを販売するなどがあると思えます。それからお餅を作って、あんこを中に入れて販売するなど、そういうことができます。しかし、漁業については、加工屋と漁業とは全然違います。ですから、漁業者に対して、国でも、漁業者は6次産業化した方が一貫性があっていいなど、色々なことを指導されているのですが、漁業者に6次産業化は絶対にできません。死ぬということと同じです。魚を海から獲ってきて、それで終わりではありません。獲ってきて、それを販売します。販売した後は、しっかりと次の準備をしなければならないのです。そういう仕事が1日当たり8時間、9時間ありますので、その間にそれを加工し、整理して、販売するということを漁業者ができるわけがありません。本当の漁業を知らない人が6次産業化と言うのであって、漁業者に対して6次産業化は絶対できないと私は思います。ですから、漁業者に対して、どこか

の時点で、6次産業化と言うことはやめてもらいたいと思うくらいです。それこそ寝ないで働いていても、6次産業化はできないと思います。

【部会長】

動向として、水産物の6次産業化ということは可能かもしれませんが、漁業者は難しいということですね。これは現場の声だと思います。私などが6次産業化と見ていても、例えば干物屋さんですとか、そういった方々が逆に漁協の方々と手を組んで、というのはあるのかもしれません。私も今言われて、目からうろこだったのですが、逆に漁業者の方がそういった加工の方と手を組んでというのはあり得るのでしょうか。

【委員】

漁業者は海から魚を獲ってきますが、仲買さんがいるから獲ってこられるのです。その仲買さんは、漁業者から魚を買うということは、加工屋さんがまた買ってくれるから仲買さんが魚を買えるという状況にあるのです。ですから、やはり獲ってくる人、買う人、それを加工する人、色々と手分けをしてやるからできるのであって、海から魚をとってきた人が販売もする、加工もする、加工したものをまた売るということは、とても人間業ではできません。そういうことは、机の上だけで勉強している人が言うのであって、東京の会議でも、大学の先生等は漁業者に対して、魚が安い安いとばかり文句を言わないで自分達で獲ってきた魚をどこか高いところへ売るといったことを考えなさい、と言われました。できるくらいならやります。獲ってきて終わりではないのですから。獲ってきて、それを買ってくれる人がいるから安心して海から獲ってこられるのです。その後の仕事がたくさんあるのですよ。海へ行かなければ、丘で網の仕事をしなければならぬし、きれいに網を繕って干したら、また海へ入れかえに行き、海の中に入ると、藻など色々な草がくっついて、壁に張ったように真っ黒になってしまうんです。そうすると、泳いでくる魚が何かにつかると、そこへ入って来ません。だから絶えず網を掃除して、干して、繕って、そして海の中に入れる時はきれいにしておかないと魚が獲れないのです。そういう仕事が毎日あるのに、たまに雨が降ったり、雪が降ったり、雪の間はそういう仕事はできませんから、1年に12カ月そういう仕事ができればいいですが、雪がたくさんある時はできません。雨がたくさん降ると外仕事はできません。自然の中で色々な条件があります。ですから、そういうことをしっかりと勉強していただいて、漁業者は絶対6次産業化はできないのだと把握していただきたいと思います。買ってくれる人があって、加工してくれる人があって、売ってくれる人がいるから成り立っているのだということをしっかりと把握

していただきたいと思います。

【市担当部局】

大変申し訳ありません。1次産業は総じて、2次産業、3次産業に比べて平均所得が全国的なレベルで低いという課題があります。何とか付加価値を高めていくということで6次産業を掲げたわけでありまして。1次産業、加工、そして販売も含めた6次産業ということで、今のご指摘の点については、また持ち帰って検討したいと思います。よろしく願いします。

【部会長】

では、その様な形でお願いします。他にいかがでしょうか。

【委員】

整理しておかなければいけないのは、言葉の問題として、漁業と水産業というのは、私は、水産業の6次産業化というのは進めなければならないと思います。例えば養殖があったりと色々あると思います。ですから、漁協さんがやっておられるように、漁場から魚をとってくるという本来の漁業というのがあって、実はそれ以外のところに養殖漁業があったりと色々あるわけです。それを総称して水産業というカテゴリーに入れていると思うので、そういう意味から、水産業での6次産業化というようなことを加えればいいのかと思います。

【市担当部局】

今ほどの件ですが、135ページの第2の漁業支援策の充実ということで、1番は、つくり育てる漁業の充実ということになっております。ですから、今、委員がおっしゃったとおり、基本的にここは、つくり育てる漁業ですので、養殖を中心とした漁業だと思っていただければよいと思います。

それで、先ほどの委員がおっしゃった漁業は、第1の下「漁業経営の安定化」ということで、漁業はこちらの方ですので、ここには6次産業というものは明記しておりません。ですから、あくまでも、つくり育てる漁業、いわゆる養殖漁業については、養殖したものを加工して、さらにそれを販売する、そういう6次産業化は可能ではないかというふうに理解していただければいいかと思います。

【委員】

そうですね。わかりました。

【部会長】

ただ、もう一度見てほしいのは、第2では「漁業支援者」になっています。漁業支援者は、今、養殖であるというお話をされましたが、1の(3)に射水産魚介類のブランド化と書いてあった時に、今のお話ですと、養殖のもの以外はブランド化しないようにもとられてしまいますので、その辺りを整理してください。

【市担当部局】

はい。

【部会長】

意図はよくわかりました。委員が言われた水産業と漁業関係者、漁業関係者は漁業関係者の中でそれぞれの現場があるということです。そういう中で色々な思いもあると思いますので、今の辺りはしっかりと分けて考えていただければと思います。表現ベースの話、あるいは根幹の話と色々出てきていると思います。こんなところでよろしいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、次に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、137ページ、「雇用対策の充実」です。この施策については、これまでの取組に加えまして、138ページをご覧ください。「施策の内容」ですが、これまで高齢者や障害者等の雇用の他に、特に女性の雇用創出について追加という形をしております、第1の3の「(1)女性の特性や能力を生かす雇用の創出」としてありまして、「ア 雇用や就労における男女平等の促進」、「イ 仕事と生活が両立できるなど多様な働き方に対する支援」、「ウ 様々な分野での女性登用の促進」と、女性を前面に出すような形に今回なっております。

それから、139ページ、「職場環境の向上」です。これについては、見直し前の節の名称については、「勤労者福祉の充実」ということでありましたが、より今の社会情勢等を踏まえて、職場環境という文言を使っております。「施策の内容」についてであります、一番下のほうの「第1 働きやすい職場環境づくり」ということで、新たにワーク・ライフ・バランスについて前面に出すような形で、仕事と生活の調和を1つのキーワードとしております。具体的には、書いてありますとおり、「適正な労働管理、有給休暇の取得の啓発」、それから、「育児・介護休業制度の普及啓発」に取り組むとしております。それから、140ページをご覧ください。一番上の「(3)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行

動計画の策定促進」としております。以上であります。

【部会長】

雇用体制と職場環境の2つということです。いかがでしょうか。

【委員】

138ページの「施策の内容」の第1の「3 女性、高齢者、障がい者等の雇用の促進」の(1)の「女性」についてですが、これは「女性」と一くくりにして表現してあるのですが、女性は立場によって随分変わってきます。未婚の女性、既婚者、子どもを育てている世代、子どもを持っていても、ある程度子どもの年齢が高くなった場合、時間の使い方が全部違ってきます。それで、ここの表現はどうしてもこういう様になるのかもしれませんが、具体的なことを考えられる時に、例えば、一旦子育てで家に入った後の女性の活用など、そういう細かい視点で考えていただくとありがたいかと思えます。

【部会長】

いかがでしょうか。

【市担当部局】

委員がおっしゃっていただきましたように、様々な年齢によって色々と違うということは、当然私どもも理解をしております。その時の細かい施策については、実際の事業の中で進める際に、ぜひ反映といいますか検討していきたいと思っております。記載の仕方、なかなかそういう細かいところまで記載できないというのもご理解いただければと思っております。以上です。

【部会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

何か配慮できるようでしたら検討をお願いします。

【委員】

ここで言っているいいことか悪いことかわかりませんが、ちょっと教えていただきたいのですが、140ページの「勤労者の福利厚生の実現」とありますが、事業所と連携し、福利厚生事業の実現を図りとありますが、漁業者は、今まで社会保険、厚生年金、介護保険、雇用保険、入っておりませんでした。さきほど言われたように、所得が低いから、そういうも

のは掛けられないということですからずっと来ておりました。それが最近になって、何人以上雇っている人は入らないと違反だと言われました。それで、結局、無理してでも入ったわけです。そうすると、今度は働いてくれる従業員が、これだけの給料の中で社会保険、厚生年金、介護保険、雇用保険と払うと、もらうお金が少なくなって生活できないから、他の職種に変わると言い、せっかく入って1年、2年やっと経ったのに、結局入っていない人で、給料が今よりも5万、6万高く払っているところへみんな移っていきます。そうすると、「そういうものに入っていないで将来どうするのですか」と聞いたら、「将来は将来。先へ行ってどうなるかわかりもしない世の中で、何でせっかく働いた給料の中からそんなに3万も4万も引かれて苦しい思いをしなければならないんだ」と言われました。それを労務士の人とも話をしたのですが、そういう決まりだから、どのように言われてでも、嫌な人は外して、掛けたい人だけ掛けなさいというわけにはいかないと言われました。それで私は掛けているのですが、結局掛けていないところへみんな流れてしまいます。そういうことはどうしたらいいのでしょうか。

【部会長】

この場で答えられないようでしたら、後ほどでも構いません。事務局に振ってみますが、切実な声だと思います。これは中小企業や零細企業でよくあることだと思いますが、後ほどでもよろしいですが、この場で答えられないかもしれませんが、どうでしょうか。

【委員】

漁業者の中で掛けていない事業所は幾つかあります。さきほど言われましたが、所得が低いから労働基準監督署が目をつぶっているのか、それはわかりません。

【部会長】

普及啓発とか何か書けるところがありましたら記載していただくか、あるいはまた後ほど、委員とお話をいただければと思います。

【委員】

結局、私のところで2年か3年働いてもらっていて、その間、その人のために掛けてきたお金が無駄になるのです。ですから、本当にそれがもったいないと思います。続けて掛けていくのに、続けてくれればいいのにと思うのですが、結局素人ばかりを次から次へ使っていくような状況になります。

【委員】

お聞きしたいのですが、「障がい者の適性や能力に応じた雇用の創出」とありますが、

私は知的障害の方の生活支援をしているのですが、一般の人と同じお仕事をしていると思うのですが、社長さんに言わせると、手が遅いから人並みの仕事はできない、とおっしゃりました。それですごく給料が安いのです。ですから、給料のベースも社長の腹一つで、この月は1時間幾ら、この月は幾らと金額が違います。それで、社長さんに問い正したところ、その時々でこの子の能力が違うから差がついているのだとおっしゃるのですが、これはどういうふうに対処してやればいいのかと、少しかわいそうになって、今お聞きしたいと思います。

**【部会長】**

これもこの場ではお答えできないかもしれませんが、いかがでしょうか。

**【市担当部局】**

138ページに、「障がい者の適性や能力に応じた雇用の創出」ということで、施策の中には記載をさせていただいております。その中では、当然企業の理解というか、事業者側のご理解も必要であろうというふうにも考えております。私どもとすれば、当然法律に基づいた最低賃金というものがございます。これは今1時間当たり735円でしたか、障がい者の方には、能力に応じてということで、もちろん福祉的なサポートも、人によって時にはあったりしますので、その辺、全く同じような仕事をしていけば、全く同じような、当然今の最低賃金というのは適用になるかと思いますが、その能力に応じたというか、できる範囲の仕事に応じた賃金を企業さんが払っておられるのかと思われまます。それ以上ですと、例えば福祉の作業所ですとか、働ける度合いによっても違うと思いますので、そういう意味では、一般企業に同じような仕事をしておられれば、同じような賃金を出してください、というようなお願いはできるかと思っております。

**【委員】**

結局、賃金は社長の判断でということで、障がい者の方に対しては、労働基準監督署で最低賃金は幾らというものはないわけですね。例えば1時間735円と今おっしゃいましたが、障がい者の方の最低賃金は幾らとは決まっていらないわけでしょうか。

**【市担当部局】**

最低賃金が適用される事業所、いわゆるそういう職種かどうかは私は申し訳ありませんがわかりませんが、基本的には、同じような仕事、同じようなものであれば、当然その最低賃金は適用されます。ただ、同じようでないとか、その様なことがあれば、適用外にはなるかと思えます。

## 【委員】

雇用については、10人以上の企業については、就業規則は労働監督署に提出する義務があります。それと、それ以下の企業については、正規社員、非正規社員の就業規則を作らなければいけません。ないところについては、正規の就業規則が適用されます。

それと、身障者の採用については、かなりの助成金が企業に支払われる制度があります。要するに、身障者を採用することによって、水回りの増改築をしなければならない、その費用はほとんど出ます。そういう制度もあります。それと私が今言いたいのは、定年延長、育児休業制度、介護休業制度、ボランティアの休暇制度の普及、この辺は中小企業ではなかなか率先してやっているところは少ない。まず、ある市町村の首長自ら介護休暇で休んだというふうなことがニュースになっております。その辺、射水市では管理職の方は率先してやっていらっしゃるのかどうか。

それと、色々な国とか県の補助制度については、広報紙で隅から隅まで見ればわかるのですが、そこまで見ている人は少ないと思うし、また、企業にとって、そういう人はほとんど見ていない。企業の事務所にも配られていると思うのですが、総務、管理部門にきちっと届いているかどうか、その辺の問題も意識していかないといけないのではないかなというふうに思っています。

それと、これは射水ブランドとも関係するのですが、今、インターンシップというものにあまり関心がなくなってきたのではないかと思っています。

富山県では、インターンシップ推進協議会、これは経営者協会の中にあります。富山県は国公立の大学、私立の大学もあるし、大学関係のどのタイミングでどこへ派遣したらいいのか、ちょっと戸惑うところもあるのだと思いますが、インターネットを見れば、受け入れ企業の条件もちゃんと載っております。特に射水市では、図書館、絵本館も受け入れ企業になっていると思いますが、絵本館はかなり人気があって、恐らく選抜しないとだめなほど人が来ると思うのですが、そういう人たちは、1年生から3年生が主体で、卒業して富山に残りたいと、あるいは受け入れ企業、人から聞いた企業に就職したいというふうな希望を持っている方もいらっしゃると思いますので、その辺から雇用の推進につながるのではないかと考えているのですが、その点、刊行誌だけではなくて、協議会とかそういうところと連携してPRしていただければいいのではないかとと思います。

## 【部会長】

今のお話しは、雇用環境の変化への対応に入れてほしいというご要望でしょうか。

【委員】

そうです。

【部会長】

インターンシップ等の普及啓発ですね。いかがでしょうか。

【市担当部局】

雇用の関係で、実はインターンシップ等のことは記載はしてありませんが、128ページの商工業の振興、実はこのあたりに、「施策の内容」の第3 地域社会との連携の構築の1の(2)あたり、中高生については、例えば中学生の職場体験だとか、実際にその様な事業を実はやっております。また、大学生については、現在は、例えば市の業務にもインターンシップというか職場体験、1週間程度ですが、実際に来ておられたり、保育現場でも実際に来ておられたり、例えば消防のほうにも来ておられたりしており、そのあたりで、受け手側の視点からは、記載しています。今言われました雇用の視点から、私どもも検討させていただきますが、その様なことを施策として入れられれば、ぜひ検討させていただきたいと思います。

【部会長】

この話をしていると、ここで終わってしまいそうな気がしますが、インターンシップ等でもぜひ検討してください。そろそろ時間があと30分になってきましたので、次に行きたいと思います。

【事務局】

それでは、続きまして141ページです。「特性を生かした土地利用の推進」ということで、都市計画関係の施策が記載してあります。主な変更点等につきましては、「将来の姿」に、新たに上から1行目、「良好な居住環境と優れた街並み景観を兼ね備えた次世代に継承できる持続可能な既成市街地が形成され、加えて都市機能の集積により新たな交流やにぎわいを育む魅力あるまちとなっています」としてあります。これらを踏まえまして、142ページ、施策に入っていきますが、今回新たに「第1 秩序ある土地利用の推進」の中の1の「(4) 地域の特性を生かした大型商業施設の立地など交流・にぎわい拠点の創出」、それから、「(8) 住民協定などによる良好な街並み、自然景観などの保全と形成」といったようなことが新たに追加となっております。

次に、143ページ、「港湾機能の整備促進とみなとまちづくり」です。これについては、「現況と課題」をご覧ください。上から3行目、「日本海側の各港湾をけん引する「総合的拠

点港」に選定されました」ということ、それから、下から2行目、「新湊大橋の開通を契機とした東西埋立地での新たなにぎわいづくりや、港や海岸への愛着心の醸成を図っていく必要がある」というところが追加となっております。144ページをおめくりください。これらを踏まえまして、「目指す方向」にも書いてあるのですが、三大都市圏とは等距離でかつ短時間で結べるという地理的な優位性を生かし、物流・貿易拠点として日本海側の港をけん引し、それから、災害における太平洋側港湾の代替港としての役割、ポートセールスの強化、宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度のPRと、観光集客施設等の立地を促進、それから、東西埋立地の一体的な開発を目指しますというふうにしております。「施策の内容」に入りまして、今回新たに設けたところは、「第1 港湾機能の充実」の中の「2 港湾の利用促進」の「(4) 港湾の利用を促進するインセンティブ制度の検討」、それから、「3 港湾のにぎわいの創出」という項目を新たに設けております。この中では、各種施策として、「旅客船の誘致活動の推進及び環日本海クルーズの振興」、それから、145ページの上の方へいきまして、「クルーズ歓迎市民団体の結成」、それから、「恋人の聖地」に関する事業への協力・支援」、それから、「新湊大橋のライトアップを中心とした夜景スポットの演出」というようなところが新たに付け加わっております。

続きまして147ページ、「地域をつなぐ道路網の整備」です。

新たにつけ加わったところとしては、「現況と課題」の下から3行目、「北陸新幹線の新高岡・富山駅へのアクセス強化に向けた道路網整備が必要となっております」というところがあがっております。これらを踏まえまして、「施策の内容」等についてであります。148ページになります。全体的に、見直し前と比べまして、災害に強いといったところ、それから、安全・安心を重視した道路というところが前面に出ているという格好になっております。148ページ、第1の2の「(1) 災害においても通行できる道路交通の確保」というような形で、新たに、「ア 橋梁耐震補強の実施」をあげております。それから、3番ですが、「道路の安全性を確保するみちづくり」ということであげております。それから、149ページ、道路整備についてですが、「1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立」ということで、「(1) 地域連携道路の整備」、「(2) 補助幹線道路の整備」、「(3) 生活道路の整備」ということで、大きな道路から小さな道路まで3点について整備したいという形で施策をまとめております。以上であります。

【部会長】

土地利用、港湾、道路、3つの類型ですね。事務局のほうからは、特に港湾機能の充実、

にぎわい創出、みなとまちづくり等のキーワードが出ていますが、市ができる範囲でという施策の実現性はいかがでしょうかという問いかけもございます。

港湾の関係ですので、ご意見をいただければと思いますが。

【委員】

素案を見せていただきまして、「施策の内容」、144ページ等につきまして、私どもは全力をもって県、国に働きかけておりまして、できる限りの最大限の国の努力を喚起したいと思っております。特に追加等はございません。よろしくお願いいたします。

【部会長】

積極的に国に仕掛けていますということです。他にいかがでしょうか。

【委員】

143ページの「現況と課題」のところで上から3行目、そうした中、伏木富山湾は総合的拠点港に選定されましたとありますが、その後、「富山新港は」というような項目を入れておいた方が良いと思います。確かコンテナ部門の役割を富山新港は担うことになっています。だから、それを入れておかないと、何でコンテナバースを伸ばすのかということになる。確か伏木富山港3港の中で、コンテナは唯一だと思うのですが。伏木港も扱っていますか。そういうことでコンテナに力を入れるということを前面に押し出しておかないと、インパクトは弱いと思います。

【市担当部局】

確かに言われるとおり、伏木富山港の中で、伏木港、富山港、そして富山新港があります。その中でもコンテナを扱っている港は、富山新港のみとなります。今ほどの委員からのご指摘を入れていきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございました。港湾と土地利用、いかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、続いてもう1つ残っておりますので、事務局から続けてお願いします。

【事務局】

それでは、150ページ、「住宅環境の充実」です。これについては、全体的に新たに追加になったところは、150ページ、「施策の内容」の「第1 既成市街地への居住の促進と空き家対策」についてであります。これについては、施策としては1番、「空き家等の適正管

理及び有効活用に関する条例【仮称】の制定」ということを視野に入れております。それから、その下2番、「空き家対策に関する各種助成制度の創設」が新たに加わっております。それから、151ページの3番、「空き家の有効活用を推進するための情報発信」ということであります。

続きまして152ページ、「生活環境の充実」です。これについては、まず「施策の内容」であります。第1において、「生活環境のバリアフリー化の推進」、第2においては、「既成市街地活性化の推進」、第3「緑豊かな環境と公園整備の推進」というような形で記載をしております。主な変更はないということでもあります。

続きまして155ページ、「上水道の充実」です。「現況と課題」といたしまして、下から3行目、「東日本大震災の経験などを踏まえた水道主要施設の耐震化事業の強化・前倒しを図るとともに、環境対策にも配慮した施設整備・水質管理の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等に適切な対応が必要となっている」としてございまして、「施策の内容」といたしましては、156ページ、新たなものとしましては、「第2 安定給水の充実」の「3 配水管更新事業の促進」の「(2) 管網の多重化によるバックアップ機能の整備」を新たにあげております。それからその下、施策の「第3 上水道施設における耐震化整備の促進」、これについても前面に押し出すような形で前回より加わっております。「1 主要施設耐震化の推進」、それから157ページ、2番、「災害・危機管理対策の充実」ということであげております。

続きまして158ページ、「下水道の整備」です。これについては、「現況と課題」におきまして下から2行目、「一方、近年多数する局所的な豪雨による浸水被害への対策として、雨水対策基本計画に基づき、引き続き被害解消に向け、効率的かつ効果的な整備を進めていく必要があります」と加えております。これを踏まえて「施策の内容」としましては、159ページ、「第3 雨水対策の推進」というところでもあります。「1 浸水状況に応じた効果的な対策を推進」ということにしております。それから、施策の「第5 事業運営基盤の強化」ということであげております。下水道事業については、企業会計へ移行したということで、新たに安定的な運営の強化ということであげているところであります。以上であります。

#### 【部会長】

ありがとうございます。「第3章 快適で住みよいまちづくり」ということで、住環境、生活、上水道、下水道というようなことでございますが、いかがでしょうか。ここはなか

なか前回もご意見等を出しづらいたころでございましたが、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、資料2全般を含めて、最後にもう一度見直すような形でご意見を賜りたいと思います。

【委員】

方法論というのでしょうか。実施計画もあるので、十分事務局は見通しをされていると思いますが、まず、時間軸というところをしっかりと捉えてほしいと思います。もちろん前期、中期、後期というものがありますが、もう一方では、短期計画、中期計画、長期計画というものがありますから、そういう観点に立って、時間軸をもう一回整理してみてください。

それから、政策、施策の展開というのは、1つの施策、政策の展開で効果をあらかず場合もあります。先ほどジャンルをしっかりと位置づけて、手がけていくべきではないかというようなご意見もそのとおりですが、私は、この政策と施策を相互連関して展開することの意義が非常にあるのではないかと思います。ですから、事務局でかなり練られてここまで来ておりますので、マトリックス的に施策の効果というものを捉えて見ていただくことも、市民に訴えていく力になるのではないかと、こんなふうに思います。

最後に、これは総合計画を今回見直しする意義ということにもなるのですが、私は、委員が31人おりますし、事務局の皆さんも頑張っているわけですから、この総合計画策定に当たって、私たちが試みたい重要なプロジェクトあるいはプランというものを掲げていくということも場合によっては考えてみるべきではないかと思うのです。そうしてもらわないと困るということではないのですが、最初の会合で市長がおっしゃった中で印象に残っているのが、そういうことなのだと思います。今回、総合計画を策定するのはどういう意味なのかというようなことを考えた時に、やはり部会などを通じて提示された、そういうものを施策に読み込んでいくというようなことが市民に訴える力になるだろうし、先ほど知名度というようなことをご指摘になりましたが、そういう点でもかなり効果があるのではないかというふうに思っております、そういう点を少し今後の作業に組み込んでいただければうれしいと思います。以上です。

【部会長】

3つですね。時間軸、それと相互効果で、先ほどマトリックスとおっしゃっていました

が、色々なところであるので、クロスし、しっかりと効果が出るように見ていただきたいということです。それと3点目が、プロジェクトの重点化でしょうか。

【委員】

そうですね。ここから誕生したプランのようなものを、これは逆にパブリシティーであるとか、そういうところで表すという方法もあると思いますが。

【部会長】

しっかりとみんなで考えていくということでしょうか。

【委員】

時には、新たな章立てというようなことも考えられるのかという気がします。

【部会長】

これは、総合計画なのか、この次の形なのかと思いますが。この3点ですが、この段階で事務局の方々、お答えは可能でしょうか。

【事務局】

3点目は重点プロジェクトのようなことだろうと思いますが、これは、総合計画の審議会を立ち上げた際にも申し上げましたが、事務局としては、この基本計画の中で、いわゆる横断的にやらなければいけないような大きな事業については、重点プロジェクトという形で柱立てしていきましようとお話ししております。これについては、また色々委員の方からご意見をいただきながら、プロジェクトの柱立てをしていきたいと思っております。それは、第3回の部会よりも、むしろ全体会の中でそういったことをご審議していただければありがたいと思っております。それと、現在は基本計画をやっているわけでございますが、当然この後、実施計画というものも作っていかねばならないと思っております。お金は無尽蔵にあるわけではないので、当然、財源いわゆる歳入ベースに合わせた実施計画を作らなければいけないと思っておりますので、これについても、いずれまた委員の皆様から色々ご意見をいただいて、作っていかねばならないだろうと思っております。それと、先ほども言いましたように、複合的にやっていかねばならない事業というものはたくさんあると思っておりますので、これについても色々ご意見をいただければありがたいと思っております。

【部会長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。全般的にどの分野でも構いません。ご発言が漏れているとか、まだもう少し言いたいという方があれば、いかがでしょうか。時間

的にもう1つ2つは大丈夫です。

【委員】

158ページ、下水道の整備ということで色々と数値が載っているのですが、行政人口に対して整備済人口、水洗化率、普及率、この辺の数字は非常に高いようにあると見えるのは、これは当たり前だと思っているのですが、今後、管路の老朽化が増えてくることを考えれば、早く下水に直結する事業、この辺の数字がちょっと出ていないということで、どうなのかと思っています。例えば直結すると、水道代、下水道使用料でかなりの費用がかかるということを中心にみんな憂慮していると思うのですが、その辺を広報紙だけではなく、ここにも明確に直結率の推移というものを予想して上げていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

現在、老朽化関係に関しましては、第2の3番の「老朽化した下水道管路機能の回復」として記載しています。下水道施設の維持管理については、県内で最初に長寿命化計画というものを策定し、全国的にも非常に早い段階から取り組んでおります。新湊の桜町処理区、太閤山処理区は早い時期から整備されていた関係で、もう40年近くたった管があるということで、全国的にも早い段階から国の補助をもらって改築のほうを順次進めております。それで、そこら辺は非常に経費がかかるということは確かなのですが、今言いましたように、国の補助と有意義な財源を活用しながら順次進めております。ということで、第5番の事業運営基盤の強化ということで、そういうようなものに関しましても、資産の合理的な管理・運営を図って、強い経営基盤を築いていこうということで考えております。数字的には、例えばどのようなものを表現するということを望まれますでしょうか。

【委員】

例えば、浄化槽から本管へ直結されている方の普及が進んでいないと思います。その辺の数字が出ていないものですから。どれくらいなのでしょう、60%くらいですか。

【市担当部局】

この下水道の普及状況の表の中の普及率というのは、下水道がどれだけ整備されているかの割合で、水洗化率というのは、実際に下水道へつないでいる方です。それを除いた、この表の平成24年度では約10%ですが、その方々は単独浄化槽、いわゆるトイレだけの浄化槽にしているか、あるいはくみ取りでやっている方々になるわけです。新築住宅は全部公共下水道でないと認可が出ませんし、改築に当たっては、全部切りかえていってありま

す。また、今年に入ってから広報を使いまして、下水道への接続ということを強くアピールしており、今後も引き続いて、そこには力をかけていきたいと考えております。

【委員】

昭和60年代の分譲地はほとんど浄化槽です。その辺りの本管への直結率がかなり悪いのではないかと考えているのですが、それは、やはり水道代が急激に膨らむということで、みんな憂慮しているのではないかと考えています。その辺は、広報紙には書いてあるのですが。

【市担当部局】

地点的なものはわかりませんが、確かに下水道の整備が一番遅れてきた地区というのは、単独浄化槽が入ってしまった後追いで下水道が整備されたという地域になります。そこにお住いの方々は、今ある設備資産がもったいないということから、老朽化するまで我慢される方もおられまして、なかなか下水道への切りかえというのは遅れているのは事実です。

そこら辺も広報によって、ただつないでくださいではなくて、やはりトイレの水だけではなくて、台所などの雑排水、生活排水が一番環境へ影響を与えているということ、今回の広報の中でもそれを強調したところであり、今後も皆さんの環境への関心というところから揺さぶって、下水道への接続を促していきたいという考えであります。

【委員】

それはよくわかりますが、下水の本管が通って公共枡をつけたところは、何年以内に直結するという様な決まりがあるのではないですか。それが守られていないのではないのでしょうか。

【市担当部局】

くみ取りに関しましては3年以内という規則があるのですが、それに対しての罰則等は、やはり各自の経済状況等もあるものですから、なかなか強要まではかけられない状況です。先ほども申しましたように、近隣への環境への影響があるということを理解してもらって、呼びかけていきたいと考えております。現在、こちらでも、世帯人数の多いところを重点的に臨戸訪問を実施しており、下水道への理解及び接続への理解を働きかけているところでございます。

【委員】

わかりました。それと生活用水、トイレの水だけではなくて、庭などにまく水の量、こ

れも今年あたりはかなり暑かったので、あるいはまた、今年の冬は雪が降るといふふうな予想の中で、水の使用量がかなり増えると思っております。そういう人達に限って直結が遅れるというようなことも十分わかっていただきたいと思います。

【部会長】

ご一考の上、しっかりと対応してください。私の進行も少しまずく、そろそろお時間となりました。まだ皆様方からのご意見等もあるかと思いますが、皆様のお手元に、「第2回審議会部会におけるご意見、ご提言について」という1枚の用紙があるかと思えます。本日、ご意見等を言い切れなかった、あるいはこの後、こんなこともあるという方がいらっしやいましたら、事務局にご提出いただければと思います。こちらにはメールアドレス等も入っておりますので、この様式に限ることはないと思います。ぜひ、この後もいただければと思います。いつまでかというのは、この後、事務局のほうに振ることがございますので、その際に、事務局のほうも締め切り等があればいただければと思います。お時間もそろそろ来たようですので、これで資料2についてのこの場でのご議論は一度閉じさせていただきます。

次第の5に「その他」とあります。今の締め切りを含めて、その他について事務局からありますでしょうか。

5 その他

・ 次回の部会の日程について

【事務局】

委員の皆様には本当に多くのご意見等をいただき、本当にありがとうございました。今日いただいたご意見、内容等の修正を踏まえまして、第3回目の部会を開催し、その中で審議をいただきました上で、全体会のほうに元気部会の素案を提出していきたいと思っております。そこで、次回、第3回目の元気部会の日程でございますが、12月の初旬ということで、できましたら12月4日の水曜日、午後1時30分から開催させていただきたいと思っております。できましたら、この日程でよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【部会長】

先ほどの意見といたしますが、配付されていたこちらの資料は、第2回部会のご意見、ご提言は締め切りというのはいつぐらいまでいいですか。

【事務局】

今週いっぱいをお願いいたします。

【部会長】

今週いっぱいということですが、数日は大丈夫だと思います。ぜひこちらもいただければと思います。

## 6 閉 会

【部会長】

以上で、全て審議は終わったかと思います。数多くのご意見、ありがとうございました。この後は事務局のほうに返してよろしいでしょうか。

【事務局】

それでは、本日の総合計画第2回元気部会、これをもって閉じたいと思います。

委員の皆様には長時間にわたりご熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。これで解散をいたします。ありがとうございました。